

大切な事業を未来へつなぐ

日本企業の約99%を占める中小企業は、日本経済を支える重要な存在だ。雇用の受け皿としての役割も大きい。しかし、中小企業の経営者の多くが事業承継に課題を抱えているとされる。後継者がいないことから廃業を余儀なくされる例も増えてきた。手塩にかけて育ててきた事業を未来へつなぐにはどうすればよいか。オーナー社長は専門家に相談しながら、早期かつ効果的な対策を講じることが求められる。

対策しなければ廃業の恐れも

日本企業では経営者が高齢化が進んでいる。全国の経営者の平均年齢は60歳前後に達している。近い将来、多くの企業が事業承継のタイミングを迎える。

しかし、具体的な事業承継対策を実施している企業は決して多くない。毎日の業務で手一杯の場合もあれば、「先のことだからまだ考えなくてよい」「話題にしにくい」といったような理由で先送りしている例も多いようだ。

何の対策もしないままオーナー社長が亡くなることはあり、相続が発生する事態になれば、残された家族や従業員、取引先は途方に暮れてしまふ。事業の継続に支障をきたし、最悪の場合、廃業に追い込まれる恐れもある。長年培ってきた高度な技術なども失われてかない。事業承継はオーナー社長の社会的責任として取り組むべき経営課題といえる。

中小企業庁の事業承継ガイドラインでは、「後継者の育成期間も含めれば、事業承継の準備には5年〜10年程度を要することから、平均引退年齢が70歳前後である」ことを踏まえて、60歳頃には事業

円滑な事業承継に必要なこと

後継者がいる場合、経営権をめぐる争いを防ぎ、経営を安定させるため、議決権のある自社株式は後継者に集約する必要がある。親族や友人などから少数株主がいる場合、議決権のない配当優先の無議決権株式に変更するなど、オーナー社長が健在のうちに整理しておくべきだ。

例として、オーナー社長の引退時に損金算入できる役員退職金を支給すると株価が低くなる可能性がある。自社株式の評価額を引き下げる方法はいくつかあるが、後継者が株式を買取るか、後継者が株式を十分な金融資産を保有することで、株式取得資金や納税資金の確保に苦慮する例は少なくない。専門家と相談しながら最適な方法とタイミングを見極めたい。

自社株式を生前承継する際は、後継者の選取肢として、

納税を猶予する特例の活用も

円滑な事業承継を後押しするため、2018年度の税制改正で事業承継税制が拡充された。一定の要件を満たせば、承継した全株式について相続税・贈与税が全額猶予されるほか、納税猶予が適用される対象者の拡大、雇用確保要件の弾力化、売却・廃業の際の税負担の軽減などの特例を受けられる。10年間の

限定特例を受けるには、特例の適用を受けるには、2023年3月31日までに「特例承継計画」を策定し、都道府県庁に提出し、2024年12月31日までに承継を実行しなければならない。特例承継計画には、専門知識や実務経験が一定レベル以上あることが認定した税理士や金融機関などの「認定経営革新等支援機関(認定支援機関)」による所見を記載する必要がある。同特例は適用要件が細かく規定されているため、様々な角度から適用可否を検討することが不可欠だ。個人や税金の専門的な知識が必要で、企業承継は会社の新陳代謝を促し、新たな成長のきっかけになり得る。

事業承継は、創業者が手塩にかけて育ててきた大切な事業を未来へつなぐ取り組みだ。そのように前向きに捉えて、早期かつ計画的に対策を進めたい。

ランドマーク税理士法人は

相続・事業承継に特化した数少ない税理士事務所です

ランドマーク税理士法人は、相続相談1万4000件、相続税申告3200件超の実績を誇る、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉を中心に12拠点を展開。国税庁OBなど180人を超える相続税に強い社員が相続をサポートします。初回の相談は無料です(60~90分)。

本社
■タワー事務所 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー 37階

支店
【東京エリア】
◆東京丸の内事務所 千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
◆新宿駅前事務所 新宿区新宿2丁目5番5号 新宿土地建物第11ビル3階
◆池袋駅前事務所 豊島区南池袋2丁目26番4号 南池袋平成ビル9階
◆町田駅前事務所 町田市原町田4丁目7-14 リンズワンビル3階

【神奈川エリア】
◆横浜磯子事務所 横浜市磯子区村岡644番地
◆川崎駅前事務所 川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎8階
◆多摩川事務所 川崎市麻生区黒川24番地
◆湘南台駅前事務所 藤沢市湘南台2丁目4番11号 朝日生命湘南台ビル2階

【埼玉エリア】
◆朝霞駅前事務所 朝霞市西原1-2-2 リーブ北朝霞ビル6階

【ランドマーク行政書士法人】
◆中山事務所 横浜市緑区中山1丁目27番6号 シロタ中山ハイソA201
◆鶴屋駅前事務所 横浜市都筑区池辺町4364番地

◆提供番組「畑でMarry Me!」が好評放送中
AKB48のメンバーが農家のお嫁さんをご体験! 農家に何日間も泊まり込み、農業の大変さ、大変さ、喜びを伝えます。毎週木曜日 22時54分~放送(フジテレビ) http://www.fujitv.co.jp/b_hp/marryme/index.html

◆絶賛放送中
TBS「サンデーモーニング」毎週日曜8:00~
ラジオ「ニッポン放送」CM放送中
ラジオ「FMヨコハマ」CM放送中
テレビ「TOKYO MX」CM放送中
テレビ「テレビ神奈川」CM放送中
テレビ「千葉テレビ」CM放送中
テレビ「テレビ埼玉」CM放送中

※定例セミナーは月1回の開催です。

定例セミナー 「知って安心! 相続の手続き」開催

相続の際には複雑で分かりにくい手続きをこなさなければなりません。書類の提出期限や必要書類について、分かりやすく解説します。

定例セミナー、税務無料相談会の参加者に、ランドマーク税理士法人・清田代表執筆の書籍をプレゼント

日時: 11月20日(火) 14:00~15:00
会場: 町田駅前事務所 町田市原町田4丁目7番14号 リンズワンビル3階 ※セミナー終了後、無料で相談も可能(15:00から1時間程度)

「税務無料相談会」随時開催

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。相続の不安を解消しましょう。当日はより具体的なご提案をさせて頂くために、下記資料をお持ちください。

- ・財産の概算額がわかるもの(メモ書きでも可)
- ・固定資産税の納税通知書
- ・確定申告書

日時: 毎週火曜日 ①13:00~14:00 ②15:30~16:30
会場: 新宿駅前事務所/池袋駅前事務所/町田駅前事務所
日時: 毎週水曜日 ①13:00~14:00 ②15:30~16:30
会場: 東京丸の内事務所/湘南台駅前事務所/タワー事務所
日時: 毎週木曜日 ①13:00~14:00 ②15:30~16:30
会場: 川崎駅前事務所/朝霞駅前事務所

セミナー・相談会の詳細、お申し込みはフリーダイヤルまでお問い合わせください。
0120-48-7271 フリーダイヤル受付時間 平日9:00~19:00/土曜日9:00~18:00/日曜日10:00~17:00

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継の専門家集団として総合的にサポートします

<p>公認会計士・税理士 伊藤満</p> <p>税理士・不動産鑑定士 松下豊</p>	<p>元国税調査官・税理士 石丸司</p> <p>元国税調査官・税理士 小倉正裕</p>	<p>元国税調査官・税理士 吉見和典</p> <p>元国税調査官・税理士 清田幸弘</p>	<p>税理士・行政書士 太田詩郎</p> <p>元国税調査官・税理士 金子守</p>	<p>元国税調査官・税理士 岡山敦</p> <p>元国税調査官・税理士 永瀬寿子</p>	<p>公認会計士・税理士 植松務</p>
--	--	---	--	--	--------------------------

【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 [法人番号] 第1606号
【代表】清田幸弘 [設立] 1997年 【支店】丸の内、新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜磯子、川崎、多摩川、湘南台、朝霞台

フリーダイヤル 0120-48-7271 平日9:00~19:00 土曜日9:00~18:00 日曜・祝日10:00~17:00 ※一部例外あり

ランドマーク税理士法人 検索 <https://www.landmark-tax.com/>

ランドマーク税理士法人 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー 37階 アクセス: みなとみらい駅「みなとみらい」駅直結 徒歩3分